

## 一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

**ホ 煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号の二）**

(状況：令和5年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

項目	測定位置	単位	基準	号炉	1月	2月	3月	4月			
ばいじん	煙突	g/Nm <sup>3</sup>	0.01	1号	0.005未満						
				2号	0.005未満						
硫黄酸化物(SOx)	煙突	ppm	50	1号	7						
				2号	5						
窒素酸化物(NOx)	煙突	ppm	100	1号	71						
				2号	80						
塩化水素(HCl)	煙突	ppm	50	1号	23						
				2号	25						
ダイオキシン類(DXNs)	煙突	ng-TEQ/m <sup>3</sup>	0.05	1号	0.0039						
				2号	0.0083						
試料採取日				1号	1月17日						
				2号	1月18日						

※各測定記録は第三者機関による測定記録とする